

阿見町障害者による情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例（案）

阿見町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

私たちが日常生活を営む上で、情報の取得や利用、意思の疎通は欠かせないものであるが、障害者にとってはこれらが困難であることにより、不安や不便さを感じる場面がある。また、障害の特性によって生じる障壁だけでなく、障害の特性が周囲に認識されず、障害者に対して適切な配慮がなされない場面もあり、障害者が日常生活や社会生活を営む上で、社会における事物、制度、慣行、観念等の障壁により、活動に参加しにくい状況がある。

阿見町は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いに立場を思いやりながら行動し、平等な立場で社会のあらゆる分野に参画することにより、誰もが自分らしく生きるまちを目指している。

これを実現するためには、障害者にとって可能な限り、情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段についての選択が確保されるとともに、必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

このような考え方方に立ち、ろう者が大切に受け継いできた言語である手話をはじめ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことで、全ての人が相互に尊重し合い、誰もが自分らしく生きるまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る基本理念を定め、町、町民、及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合的に実施する施策を定めることにより、もってすべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」を総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段 手話（視覚的に表現される独自の文法形態を持つ言語）、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーションツールその他の障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段をいう。
- (3) 町民 町内に在住し、在勤し又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 町内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進は、次に掲げる基本理念にのっとり、行わなければならない。

- (1) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようすること。
- (3) 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようすること。
- (4) 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることの認識に基づき、町民が、手話により意思を伝え合う権利を有していることを理解し、

その権利を尊重すること。

(町の責務)

第4条 町は、町民、事業者及び国、他の地方自治体その他関係機関と協力し、基本理念に基づき施策を実施する責務を有するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われるのことの重要性について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は基本理念に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第2項の規定に基づく配慮を行わなければならないものとし、かつ、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施)

第7条 町は、第4条に規定する責務を果たすため、町が別に定める計画との整合性を図りつつ、総合的に施策を実施するものとする。

(手話の普及等に関する施策)

第8条 町は、手話がろう者が日常生活及び社会生活の中で大切に受け継いできた独自の言語であるという認識の下に、茨城県手話言語の普及の促進に関する条例(平成30年茨城県条例第51号)第5条の規定に基づき、茨城県と連携し、手話の普及等に関する施策を実施するものとする。

(災害発生その他の緊急時の対応)

第9条 町は、災害発生その他の緊急時において、関係機関と連携し、障害者が安全を確保するために必要な情報を取得し、及び意思疎通を図るために必要な体制を整備するものとする。